

## 平成27年2月三木市教育委員会（定例会）会議録

### ◇ 日 時

- 1 開 会 平成27年2月18日（水）午後2時00分
- 2 閉 会 平成27年2月18日（水）午後6時05分

### ◇ 場 所 三木市役所 5階 大会議室

### ◇ 会 議

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 会議録の承認
- 4 審議事項

#### (1) 議決事項

- 議案第15号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定に係る教育委員会の意見について
- 議案第16号 三木市学校給食費徴収条例の制定に係る教育委員会の意見について
- 議案第17号 三木市学校給食事業財政調整基金条例の制定に係る教育委員会の意見について
- 議案第18号 三木市立図書館条例の一部を改正する条例の制定に係る教育委員会の意見について
- 議案第19号 平成27年度三木市教育の基本方針の策定について
- 議案第20号 史跡三木城跡及び付城跡・土塁保存管理計画について
- 議案第21号 「（仮称）三木市立総合体育館」建設基本計画について
- 議案第22号 三木市立認定こども園等の設置及び管理等に関する条例の制定に係る教育委員会の意見について
- 議案第23号 三木市幼保一体化計画について
- 議案第24号 三木市子ども・子育て支援事業計画について

#### (2) 報告事項

- 5 その他

(1) 次回定例教育委員会の開催日時について

6 閉 会

◇ 会議に出席した者の職氏名

教育委員	1番	教 育 委 員 長	里 見 俊 實
	2番	教育委員長職務代行者	水 島 慶 子
	3番	教 育 委 員	稲 見 秀 穂
	4番	教 育 委 員	井 口 徹
	5番	教育委員（教育長）	松 本 明 紀
事 務 局		教 育 部 長	山 本 公 大
		教 育 総 務 課 長	石 田 寛
		教育環境整備課長	貞 松 保 夫
		学校教育課課長	野 口 博 史
		文化スポーツ振興課長	松 村 正 和
		教育センター所長	大 東 豊
		図 書 館 長	告 野 幹 也
		市民協働課長	大 江 雅 弘
		就学前教育・保育課長	岩 崎 国 彦
		子育て支援課長	大 西 真 一
傍 聴 者		教育総務課主査	五百蔵 一 也
		教育総務課主事	八代醒 典 之
	1人		

◇ 会議内容

委員長が議事の進行について、議案第16号、議案第17号及び議案第22号は政策形成段階の案件であるため、三木市教育委員会会議規則第7条第1項ただし書きの規定により、会議の最後において、非公開で審議することについて委員に諮り、同意された。

\*\*\*\*\*

1 開 会

委員長が、平成27年2月三木市教育委員会定例会の開会を宣言した。

\*\*\*\*\*

## 2 会議録署名委員の指名

委員長が、本日の会議の会議録署名委員に、水島委員長職務代行者と稲見委員を指名した。

\*\*\*\*\*

## 3 会議録の承認

委員長が、平成27年1月定例会（21日開催）の会議録について委員に諮ったところ、稲見委員から一部表現について修正を求める発言があった。委員長がこのことについて委員に諮り、全員一致で承認された。

\*\*\*\*\*

## 4 審議事項

### (1) 議決事項

【議案第15号】地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定に係る教育委員会の意見について

○石田教育総務課長が次のように説明した。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定に係る教育委員会の意見について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から意見を求められたので、三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則第2条第6号の規定により、教育委員会の意見を決定するものである。

同法の改正により教育長の身分が一般職から特別職に変わり、教育委員長と教育長が一本化される。このことに伴う関係条例の改正について、教育委員会として異議なしと意見を決定したい。

改正を要する条例は七つである。一つ目は、三木市職員定数条例で、一般職として規定されている教育長の文言を削る。二つ目は、三木市長等の給与に関する条例で、本条例中に、特別職たる新教育長の給与に関する規定を追加する。三つ目は、三木市教育委員会教育長の給与等に関する条例で、教育長の給与が市長等の給与条例に

一本化されるため、本条例から給与に関する規定を削り、職務専念義務の特例及び勤務条件等について定める条例として整理する。題名も、三木市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例等に関する条例に変更する。四つ目は、三木市特別職報酬等審議会条例で、本条例中に、特別職たる新教育長の規定を追加する。五つ目は、三木市職員の旅費に関する条例で、教育長の旅費等について、特別職として整理する。六つ目は、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例で、教育委員長の報酬に係る規定を削る。七つ目は、三木市職員倫理条例で、一般職として規定されている教育長の文言を削る。なお、本改正条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第1項に基づく経過措置により、現教育長の任期満了後、新教育長の就任のときより、各規定が適用されることとなる。

委員長が、議案第15号について採決を行い、原案のとおり可決された。

**【議案第18号】三木市立図書館条例の一部を改正する条例の制定に係る教育委員会の意見について**

○告野図書館長が次のように説明した。

三木市立図書館条例の一部を改正する条例の制定に係る教育委員会の意見について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から意見を求められたので、三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則第2条第6号の規定により、意見を決定するものである。

新図書館の開設により、三木市立図書館条例中の、三木市立中央図書館の名称及び住所に係る規定の改正が必要になる。この条例の改正について、教育委員会として異議なしと意見を決定したい。

(里見委員長) 附則で、教育委員会で定める日から施行するとしているが、いつ頃を予定しているか。

(告野図書館長) 平成27年6月までには、規則を改正したいと考えている。

委員長が、議案第18号について採決を行い、原案のとおり可決された。

【議案第19号】平成27年度三木市教育の基本方針の策定について

○野口学校教育課長が次のように説明した。

平成27年度三木市教育の基本方針の策定について、三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則第2条第1号の規定により、委員会の議決を求める。

前回の協議から変更した部分について説明する。

4ページの、人権教育・多文化共生教育の推進の項に、「三木市の人権・同和教育」に関する記述を追加した。また、6ページの5の2の表題を、前回は、「適切な支援の実施」としていたが、指導要領等で一般的に用いられている「適切な指導及び必要な支援の実施」という文言に変更している。三木市歌については、作成年月日を入れている。

(井口委員) 1ページの下から三行目、『「心豊かに元気よく学び続ける」ひとづくり』は、一字空けるように修正が必要である。また、8ページに祖父母参観の写真を掲載しているが、祖父母のいない方、離れて暮らしている方はどうしているのか。良い写真であればあるほど、そういった方への配慮が必要だと考える。

(野口学校教育課長) 必ずしも祖父母だけでなく、お父さんお母さんにも来ていただいている。祖父母の来られない子どもが肩身の狭い思いをすることはないと考えるが、そういうご意見を踏まえながら、今後取り組んでいきたい。

(里見委員長) 1ページ総論の下から三行目だけ、「本年度」となっているので修正を要する。それから6ページの下部、小中連携三木モデルの部分が白抜きで表記されているが、見やすいように改善してほしい。

(稲見委員) 前回の協議でも、課内でかなり議論していただいたとの

ことであつたが、自国の文化や伝統に関する教育を義務教育で推進していくことが、なぜこれほど難しいのかと思う。反省すべき点は反省し、自国に誇りを持つ土壌を作っていくことは、もっと強くしていく必要があると思う。

(野口学校教育課長)歴史観のことも含め、課内でかなり議論をした。伝統と文化を尊重し、我が国と郷土を愛することは教育基本法でも謳われており、大切なことだと考えている。

(里見委員長)非常に難しい問題だと思う。実際に子どもたちにどのように教えていくのか、色々な研修等を活用して、議論を重ねながら進めてほしい。

委員長が、議案第19号について採決を行い、一部表現を修正のうえ可決された。

**【議案第20号】史跡三木城跡及び付城跡・土塁保存管理計画について**

○松村文化スポーツ振興課長が次のように説明した。

史跡三木城跡及び付城跡・土塁保存管理計画について、これまで数回にわたる協議を重ねてきたが、三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則第2条第1号の規定により、委員会の議決を求める。

(稲見委員)最近奈良県が、文化財に係る事務の所管を教育委員会から知事部局に移したと聞いている。文化財を保護するという側面だけでなく、まちづくりの一環として捉えていくという意味なのか。

(里見委員長)文化財に係る事務を知事部局で行うことはできるのか。

(石田教育総務課長)地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2において、文化財の保護に関すること以外は条例により、文化に関することも首長に権限を移すことができると定めている。

(井口委員) 事務局の少ない人数で、これだけの管理計画ができるというのは素晴らしい。教育委員会として誇るべきことだと思う。

(松本教育長) 121ページの第23表の上から二つ目の記述について、「忠魂碑については、関係者の理解が得られるまでは、現状を維持する。」としている。このことについては、遺族顕彰会と移設も含めて協議を行ってきたが、当面移設はしないこととしている。また、一方で、文化庁から忠魂碑にも文化的な価値があるとの見解をいただいている経緯もある。この書き方だと、遺族顕彰会の反対があるから移設できないと捉えられかねないため、修正が必要である。

(松村文化スポーツ振興課長) 「関係者の理解が得られるまでは、」という部分は削除する。

委員長が、議案第20号について採決を行い、一部表現を修正のうえ可決された。

**【議案第21号】 「(仮称)三木市立総合体育館」建設基本計画について**

○松村文化スポーツ振興課長が次のように説明した。

「(仮称)三木市立総合体育館」建設基本計画について、これまで数回にわたる協議を重ねてきたが、三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則第2条第1号の規定により、委員会の議決を求める。

(里見委員長) 漢字とひらがなで表記が統一されていない部分があり、修正が必要である。また、19ページの建設スケジュール(案)について、これまで行ってきた建設基本計画の策定という項目も、非常に重要な事項であるから明記すべきである。

(松本教育長) 2月10日に、臨時教育委員会において、本計画について協議していただいた。翌11日に建設検討委員に集まってい

ただき、建設費のことについて説明した。人件費等の高騰もあり、30%ほどアップしているため、その点について説明し、共通理解をしている。

委員長が、議案第21号について採決を行い、一部表現を修正のうえ可決された。

**【議案第23号】三木市幼保一体化計画について**

**【議案第24号】三木市子ども・子育て支援事業計画について**

○石田教育総務課長が次のように説明した。

議案第23号、三木市幼保一体化計画について、三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則第2条第1号の規定により、委員会の議決を求めるものである。

議案第24号、三木市子ども・子育て支援事業計画について、子ども・子育て支援法第61条及び三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則第2条第1号の規定により、委員会の議決を求めるものである。

なお、議案第23号については、岩崎就学前教育・保育課長より、議案第24号については、大西子育て支援課長より説明していただく。

○岩崎就学前教育・保育課長が次のように説明した。

目次が、1 現状と課題、2 理念と将来像、4 具体的な手法、5 セーフティネットの充実と続いており、これらについては、8月に市民の方にお示した別冊の内容を再度、計画の中で直している。また、3 民間主導型による幼保一体化のねらい～民間主導型の理由～、6～11については、50回を超える意見交換会を経て作成した1月の計画案の内容を掲載している。1月18日から三木南交流センター、各市立公民館で説明を行っているが、そのときは、すでに説明会でいただいていた意見をできるだけ反映した形での計画という説明をし、3月に議会に上程して、承認をいただければ、本計画を進めていくという形で説明してきている。1月の分から大きく変わった点として、16ページの、こども未来部が教育委員会にできるという点について、0～15歳まで切れ目のない教育・保育を



行うということを、意見交換会で説明している。緑が丘の認定こども園について、市で整備し、民間で運営するという点に関して、今後どのような形で募集し、運営していくのかという質問が出始めている。それについても、3月の議会で承認されてから、プロポーザルで民間の事業者を募集していくと回答している。また、待機児童についても多く質問をいただいているため、その点についても配慮した計画としている。

○大西子育て支援課長がつぎのように説明した。

子ども・子育て支援事業計画について、前回から変更になった点を説明する。

34ページの利用者支援事業について、子育て支援コーディネーターを公共施設に配置することとしている。子育て支援課関係窓口で案内をするという意図である。また、地域子育て支援拠点事業について、前は三か所をあげていたが、児童センターと吉川児童館の二か所に修正している。最後のページに支援体制を図示している。

本計画は、みきっ子未来応援協議会に提出する。

(稲見委員) 幼保一体化計画5ページの、中学校区を考慮する理由のなかの、「今後は、小学校の統廃合を視野におくことも必要となってくる懸念がある。」という記述があるが、“懸念”という表現が正しいのか検討が必要である。

(松本教育長) ここは敢えてこのような表現をしている。小中学校は地域の中心であることから、本音として統合したくない部分はある。しかしながら、子どもたちの教育を考えた場合、適正な集団の確保も必要となってくる。今後、そういったことも考えていかなければならないんだということを表現している。3、4、5歳児については、椅子に座って学習するという発達段階ではないため、集団の確保はより重要である。一方で、小中学校では、個別指導等少人数がメリットになる部分もある。三木市の教育委員会として、教育的な立場からどれだけの集団が必要で、よってこうする、ということは主張していく必要がある。

(里見委員長) 園区については、どのような意見が出ているか。

(岩崎就学前教育・保育課長) 園区の数について、もう少し検討が必要ではないかとの意見があった。ただ、小中学校の校区を考慮すると、園区数については、現案がベストだと考える。

(稲見委員) 16ページで、指導主事を教育委員会に配置するとしているが、この指導主事はどのような位置づけか。

(岩崎就学前教育・保育課長) 公立保育所の指導主事で、保育所の中での運営や、先生の指導ができる人材を配置する。

(松本教育長) 基本的には現在学校教育課に置いている小中学校、特別支援学校の指導主事と同じ位置づけである。認定こども園の運営や、質の向上という点で役割を果たしていただく。今よりも、行政と園が密接な関わりを持っていくこととなる。

(稲見委員) 全体の流れとして、公立をやめて民間に移行するけれども、質の担保は市が担うということか。

(松本教育長) そのとおりである。ハード面は整備が進んでいる民間で対応する。しかし、ソフト面については、民間であっても公立であっても行政が同じように対応していくこととなる。

(稲見委員) ではなぜ公立で実施しないのかとの市民の声が今もあるが。

(松本教育長) それは民間で公立と同じことができるからである。

(稲見委員) この計画を進めることで、財政的なメリットがあるんだということを、もっと積極的に示してもいいのではないか。

(松本教育長) 少子化により、現状の施設の数では多すぎる状況となっている。整備されている民間の施設を活用し、民間だけでカバーできないお子さんを、公立が補完していくということであり、決して財政的な理由だけではない。

(水島委員長職務代行者) 財政的な理由で制度を変えるということに対しては、かなり敏感に反応されるのではないかと思う。やはり、財政的な理由ではなく、教育的な側面から必要な計画である旨をしっかりと説明していくべきだと考える。また、保育士さんと幼稚園の先生では、色々考えの違いがあると思うが、その点はどのように解消するのか。

(松本教育長) これまで、随分研修を続けてきて、また今後も続けていくことで、その点は解消できると考えている。

(里見委員長) 保護者負担の軽減につながるという資料を以前は掲載していたと思う。なぜ外してしまったのか。

(岩崎就学前教育・保育課長) 財政的な部分は人件費をメインに考えることになるが、幼稚園職員をメインに考えるのか、保育所職員をメインに考えるのかで大きなズレが生じるため、より慎重にしなければ計画そのものの信頼性に関わってくるためである。

(里見委員長) 子ども・子育て支援事業計画について、この計画をもっと市民の方に理解していただいて、周知できれば、幼保一体化計画もスムーズに進むのではないかと考える。

委員長が、議案第23号及び議案第24号について採決を行い、原案のとおり可決された。

## (2) 報告事項

### ア 教育総務課報告事項

○石田教育総務課長が次のように報告した。

報告の一点目は規則及び訓令の改正についてである。教育委員会制度の改正及び組織の改編に伴い、規則及び訓令について改正が必要となってくる。改正に係る今後の手続きは、3月の定例会で協議をし、3月市議会において関係条例が可決された後、4月1日をもって、教育長による代理処理をする。その後、4月の定例会において、報告し承認をいただきたいと考えている。

報告の二点目、三点目については、大江市民協働課長よりしていただく。

○大江市民協働課長が次のように説明した。

まず、福井コミュニティスポーツセンターの整備についてである。整備の経緯は、三木地区の自治会数が多く、また区域も広範囲なため、中央公民館のみでは住民主体のまちづくりが困難な状況にある。そこで、区域内の一部の自治会を基本エリアとする中核施設として、福井コミュニティスポーツセンターを整備し、地域コミュニティを重視した住民主体のまちづくりを展開する。社会教育施設として位置付ける理由は、施設の運営内容が、講演会、スポーツ大会等、住民が集い親睦を深めることで、住民の社会福祉の増進を目的としている。以上のことから、社会教育法に定める目的、事業に該当するため、社会教育施設に位置付けている。スケジュールについて、平成26年度は、実施設計を行う。27年度に入札と仮契約を行い、6月の議会で承認を得、本契約を締結する。7月から着工し、3月に完成予定となっている。平成28年5月から運営予定である。その間、地元説明を行い、運営等について協議をすすめたいと考えている。建物は、大会議室、会議室、事務室等を配置し、住宅地に建設する関係で、事務所側は、一段低い形となっている。

次に被顕彰者の決定についてである。社会教育の振興、発展に貢献された方を対象に、教育委員会より感謝状を贈呈する。人数は20人である。

(稲見委員) 福井コミュニティスポーツセンターについて、地区はどのように決定したのか。

(大江市民協働課長) 避難所としての役割も果たすこととなり、栄町には避難所がないため、そこを中心とした6地区を基本として設定した。

(里見委員長) 施設の名称はこのようになるのか。

(大江市民協働課長) 現在は仮称で、できれば地元で募集して決定する形にしたい。

#### イ 学校教育課報告事項

○野口学校教育課長が次のように報告した。

第11回の定例校園長会を2月6日に行った。議題は、人事異動の状況、小学校外国語活動等についてである。1月24日から26日まで、三木市立学校園造形作品展を開催した。また、中学校のスキー実習を順次実施している。現在のところ、事故もなく無事実施できている。

今後の予定として、各学校園の卒業式及び終業式が3月に行われる。委員の皆様はじめ、出席をお願いしたいと考えている。

#### ウ 教育センター報告事項

○大東教育センター所長が次のように報告した。

教育相談が158件、青少年悩みの相談が46件、発達教育相談が2件であった。第21回CGアートコンテストの表彰式を2月14日に行った。16日から3月1日まで、市役所プロムナードで作品を展示する。

青少年センターの事業として、子ども安全・安心の日立番を2日間、白ポスト点検・回収を延べ6日間行った。第8回の役員会を2月6日に開催している。今後の予定として、2月28日に補導委員人権研修会、3月10日に市内中学校卒業式特別補導活動がある。

#### エ 文化スポーツ振興課報告事項

○松村文化スポーツ振興課長が次のように報告した。

三木市立学校園造形展を1月24日から26日まで、かじやの里メッセみきで開催した。平面作品857点、立体作品444点で、2,249人の来場があった。第61回三木市展を、2月5日から8日まで、かじやの里メッセみきで開催した。日本画、洋画、書、写真、彫塑工芸の5部門で、応募総数が379点であった。市長賞等の入賞は38点である。

今後の予定として、三木市スポーツ賞表彰式を2月21日に教育センターで行う。みき演劇セミナー第十九発「虹、つどうべし」～別所一族ご無念御留～が3月22日に文化会館大ホールで上演される。

## オ 図書館報告事項

○告野図書館長が次のように報告した。

新設図書館の進捗状況については、工程どおりに進んでいる。天井、内壁塗装、床シート貼等を施工中である。1月25日から青山図書館で、図書のリサイクルを行った。利用の少ない図書270冊、保存期限を過ぎた雑誌130冊を無償配布した。今後の予定として、ブックスタート事業、ストーリーテリングを例月通り実施する。2月19日に図書館協議会を開催する。また、3月1日から市立図書館閉館イベントを開催する。

三木市教育委員会顕彰規則に基づく被顕彰者の決定について、三木樹交倶楽部様より、図書購入費用として30万円を寄贈されたので、感謝状を贈呈する。

新設図書館のオープンが7月1日に決定した。現市立図書館の閉館後、教育センター内に臨時図書館を設ける。

\*\*\*\*\*

## 5 その他

### (1) 次回定例教育委員会の開催日時について

委員長が、次回の定例教育委員会の開催予定日時について諮り、平成27年3月18日（水）、午後2時から開催することを決定した。

\*\*\*\*\*

(非公開)

【議案第16号】三木市学校給食費徴収条例の制定に係る教育委員会の意見について

【議案第17号】三木市学校給食事業財政調整基金条例の制定に係る教育委員会の意見について

【議案第22号】三木市立認定こども園等の設置及び管理等に関する条例の制定に係る教育委員会の意見について

議案第16号、議案第17号及び議案第22号は、三木市教育委員会会議規則第7条第1項ただし書きの規定により、非公開として審議したため、同規則第32条の規定により、内容について

は記載しない。

委員長が、議案第16号、議案第17号及び議案第22号について採決を行い、原案のとおり可決された。

\*\*\*\*\*

## 6 閉 会

委員長が、平成27年2月三木市教育委員会定例会の閉会を宣言した。